建設委員会報告資料

令和７年３月１３日

報告事項件名　頁

（１）興野周辺地区まちづくり協議会（第１５回）の開催結果について　・・・・　２

（２）バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）の策定について　・・・・・・　５

（３）竹の塚駐車場における建物売買代金請求訴訟について　・・・・・・・・・　７

（４）千住大川端地区地区計画等の変更について　・・・・・・・・・・・・・・１０

（５）第三次足立区緑の基本計画中間検証について　・・・・・・・・・・・・・１５

（６）大谷田公園改修工事について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（７）補助第１３８号線その２工区の完成について　・・・・・・・・・・・・・２３

（８）花畑川環境整備事業の取組み状況について　・・・・・・・・・・・・・・２５

（９）花畑二丁目生コン工場への対応状況について　・・・・・・・・・・・・・３３

（10）住生活基本計画の改定および住宅政策審議会の開催について　・・・・・・３５

（11）令和７年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について　・・別添

（都市建設部）

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**興野周辺地区まちづくり協議会（第１５回）の開催結果について**
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内　　　容	興野周辺地区におけるまちづくりについて、第１５回興野周辺地区まちづくり協議会（まち歩き）を開催したので、以下のとおり報告する。 **１　開催日時** 令和７年２月１５日（土）　午後１時～午後４時 **２　場　　所** 西新井小学校３階　ランチルーム **３　参 加 者** 地元町会自治会等　１２人 **４　内　　容** （１）まち歩きの実施（別紙　Ｐ４参照） （２）まち歩きを踏まえたまちづくり意見交換会 （３）今後のスケジュールについて **５　主な質疑** Ｑ１：今後のスケジュールも含め、この協議会で説明された内容は、自分達の町会役員会などでも伝えて良いか。 Ａ１：この協議会で説明した内容は、地元の町会の方々にもお伝えしていただいて大丈夫です。区としては、町会の方々に周知していただきたいと考えております。 Ｑ２：まちあるきルート図に示されている「区細街路整備条例に基づく計画路線」の実現可能性はどうなのか。 Ａ２：現時点では地権者の了解を得ていない計画路線のため、実現可能性は低いと考えられます。 Ｑ３：仮に、地権者の了解が得られれば、実現可能性もあるということか。 Ａ３：今後、地区全体のまちづくり計画を検討する中で、こうした路線も位置付けようということになれば、計画案の段階で地権者の方に説明して承諾を得てから、位置付けるという手順

になります。

６　まちづくりニュースの配布

（１）配布時期　３月中旬予定

（２）配布範囲　興野周辺地区地区計画区域

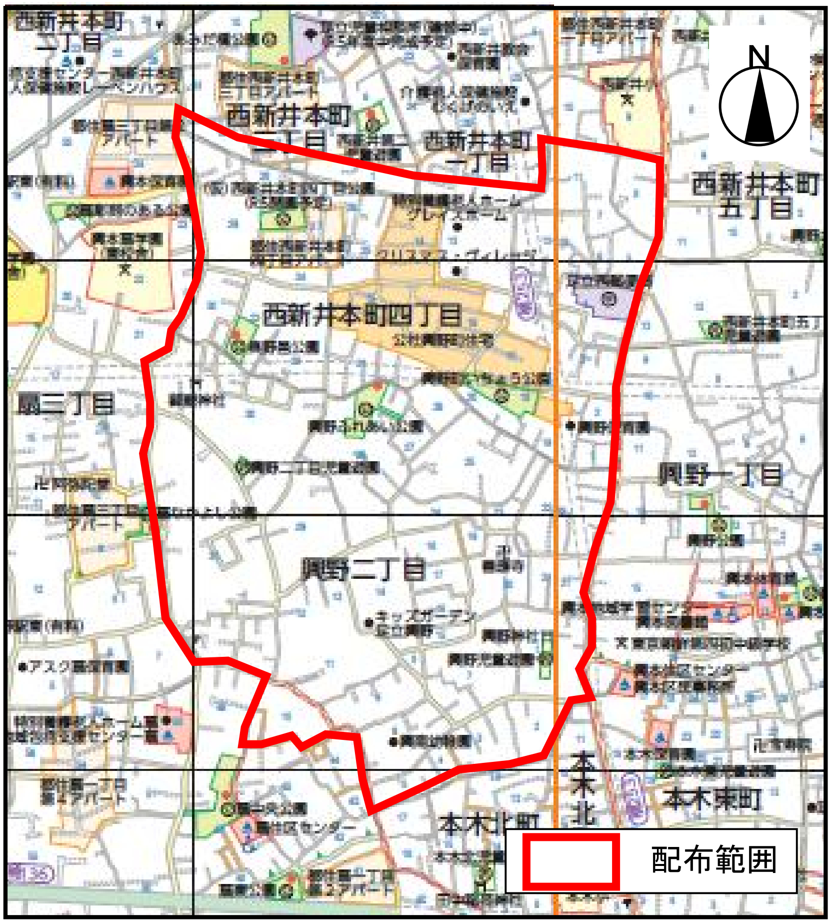

（３）配布対象　興野周辺地区地区計画区域内の住民及び区域外在住の土地・建物所有者等

（４）配布部数　約５，０００部

（５）配布方法　ポスティング及び郵送

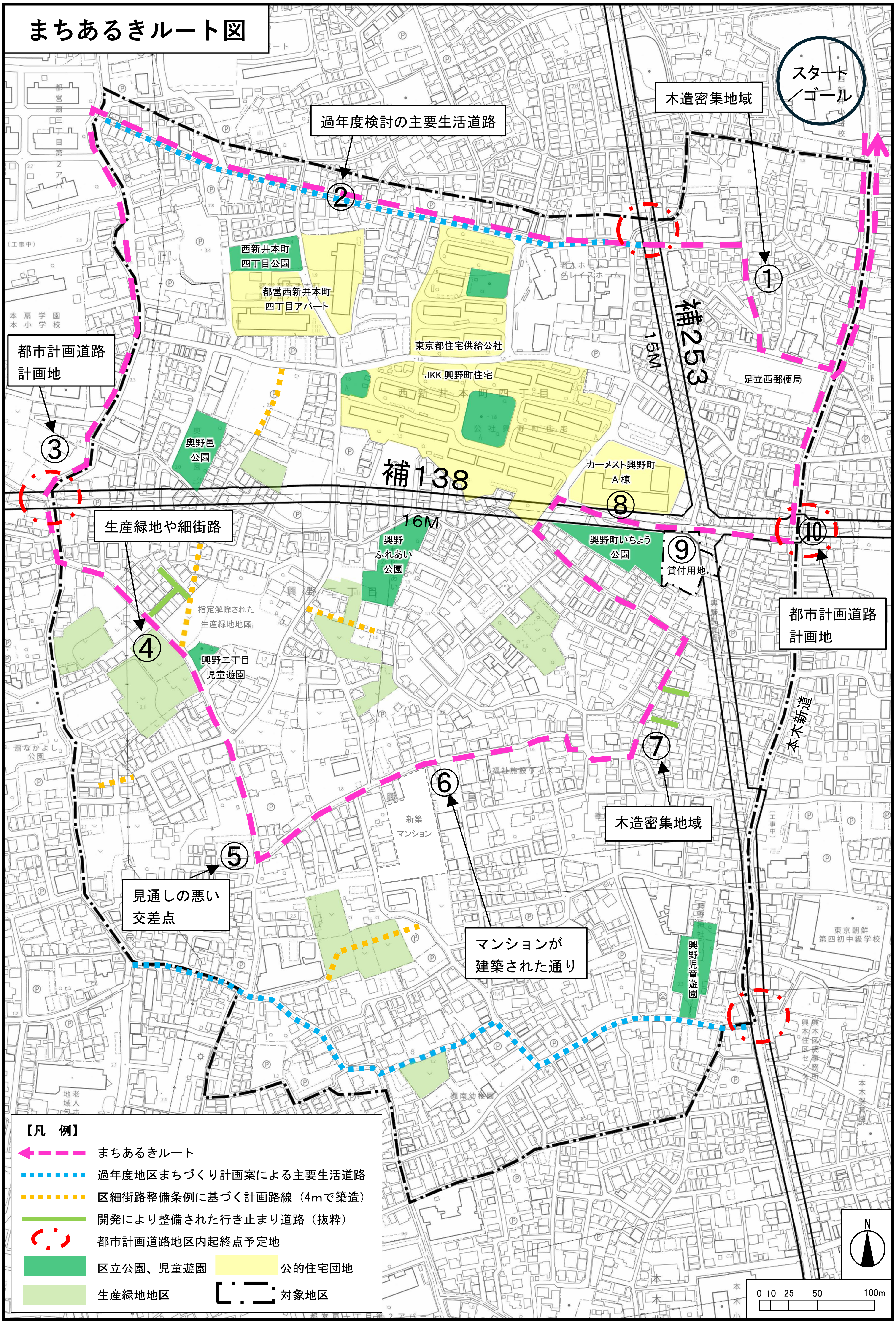

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第06-K121-19号）
（承認番号）6都市基街都第205号、令和6年10月22日　（承認番号）6都市基交都第53号、令和6年10月24日

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）の策定について**
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 都市建設部都市建設課
内　　　容	バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）を令和７年３月に策定したので、以下のとおり報告する（別添資料参照）。 **１　計画策定による地区内の効果** 駅前区有地や周辺の環境整備など、新規施設の建設時にはユニバーサルデザインに配慮した施設となるような取り組みが実施されている。 それらに合わせて本計画を活用することで、以下の取り組みが可能となり、地区内の面的・一体的なバリアフリー化を効果的に推進できる。 （１）既存施設も含めたバリアフリー整備の推進 地区別計画において、「特定事業※」を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備が義務化されるため、国や都、民間事業者に対し、更なるバリアフリー化を推進することができる。 ※　特定事業とは、バリアフリー化を具体的に進める事業をいう。 （２）バリアフリー化事業に対する補助金の活用 策定地区内の整備において、公共施設は国庫補助金等の重点配分の対象、民間施設（不特定多数の方が利用される建築物）は区補助の対象となる場合があり、重点的に整備を推進できる。 **２　基本的な方針** 足立区バリアフリー協議会及び各部会での議論等を踏まえ、以下の３点を六町周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とする。 （１）六町駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設と、施設間を結び回遊性を担保する道路を対象に、まちの面的・一体的なバリアフリー化を推進する。 （２）六町駅等の公共交通から周辺施設に誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。 （３）施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。

	３　定めた生活関連施設・経路 （１）旅客施設、都市公園、公共施設、文化施設、医療機関、商業施設、教育施設等 （２）環七通り、補助第１４０号線、六六通り、環七北通り等 **４　地区別計画策定後の進め方** （１）地区別計画において、「特定事業」を設定した施設管理者及び関係事業者は、それぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後､バリアフリー化の事業を実施する。 （２）特定事業計画は、足立区バリアフリー協議会において、ＰＤＣＡサイクルを用いて事業の進捗管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努める。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**竹の塚駐車場における建物売買代金請求訴訟について**
所管部課名	都市建設部交通対策課 総務部資産管理課
内　　　容	令和６年１１月２２日、東京地方裁判所に竹の塚駐車場における建物売買代金請求等の訴状を提出した。その後の経過および、今後の方向性について、以下のとおり報告する。 **１　現在の状況** （１）裁判の中で古庄ビル株式会社（被告）は足立区の求める支払い等条件に応じる考えを示している。 （２）裁判所から和解に向けた事前協議および、和解に向けたスケジュール調整を行うよう、提案があった。 （３）区では、裁判所の提案に基づき、「裁判上の和解」および、その前提となる売買契約書の締結に向けた準備を進めている。 **２　訴状の概要** （１）当事者 ア　原告　足立区 イ　被告　古庄ビル株式会社 （２）訴状の趣旨 ア　被告は、原告に対し、建物譲渡特約付借地権設定契約（契約期限は令和６年９月２０日）に基づき、本件建物の売買代金として、金６，０６３万７，５００円を支払うこと。また、これに対する令和６年９月２１日から支払済まで、民法所定の年３％の割合による遅延損害金を支払うこと。 イ　被告は、当該不動産につき、令和６年９月２０日売買を原因とする原告の持分全部移転の登記手続をすること。 ウ　訴訟費用は被告の負担とする。 **３　第１回口頭弁論について** （１）日時 令和７年１月２０日（月）午前１０時３０分 （２）内容 ア　相手方（被告）の主張 口頭弁論の前から提案していた売買代金と修繕費の償還を分けて協議したい。

	イ　裁判所（裁判官）の見解 売買代金について、（訴外での）協議を続け、解決が可能と考える。 ウ　区（原告）（代理人弁護士）の見解 売買代金と修繕費とを分けて、解決に向けた協議をするのは可能だが、売買代金については、訴外での協議には応じられず、裁判上の和解を前提に決着したい。 ※　これまで相手方は、売買代金を解決するには修繕費を決定する必要があると主張してきたが、当口頭弁論において、売買代金と修繕費を分けて協議するとの主張となった。 **4　第２回口頭弁論に向けた事前協議について** 被告から売買代金と修繕費の償還を分けて協議するとの新たな見解を受け、第２回口頭弁論へ向け、代理人弁護士と相手方による協議を行った。 （１）日時 第１回　令和７年２月１３日（木）午後２時００分 第２回　令和７年２月２５日（火）午後３時００分 （２）事前協議における合意内容 ア　売買代金と修繕費用とは分けて協議することとする。 イ　売買代金の双方合意金額は、金６０，６３７，５００円※とする。 ※　区が委託した不動産鑑定士による不動産鑑定額を基に合意しており、今後、財産価格審議会に付議し、その金額が適正であるか審議して決定していく予定である。 ウ　売買代金の支払いは売買契約締結日から１か月以内に全額支払う。 エ　区共有持分の移転登記手続きおよび費用負担は、足立区で行う。 ※　平成１７年の建物譲渡特約付借地権設定契約書に「売却に際し必要な経費は、契約期間満了の場合は足立区が負担」と記載されている。 **5　第２回口頭弁論について** （１）日時 令和７年２月２６日（水）午後２時００分 （２）内容 ア　裁判官から双方に対し、話合（和解）の進捗状況の確認があり、「建物共有持分売買契約書」の内容がほぼ固まったことを報告。 イ　足立区代理人弁護士が議決案件のため議会の日程により、最短で７月上旬であること、その後に契約書調印及び裁判上の和解成立を予定している旨述べる。 ウ　裁判所から「契約書の調印と裁判上の和解の両方が必要で、ともに議会承認（議決）案件なら次の段取りでどうか。」と提案される。 ①　契約と和解、２つの議会承認をとる

　　　②　売買契約書を締結する
　　　③　売買契約を締結したことの確認を内容とする裁判上の和解成立
　　　④　契約の履行（区へ売買代金の一括支払い）
エ　裁判官から、足立区に対し、次回期日までに和解条項の内容検討および、議会日程スケジュールの調整を行うよう指示があった。

６　第３回口頭弁論について（予定）

日時　令和７年５月２８日（水）午前１１時００分

７　今後のスケジュール（案）について

時　期		内　容
令和 7 年	5 月 28 日	第 3 回口頭弁論（和解条項および議会承認スケジュールの確認）
	5 月下旬	第 1 回財産価格審議会に付議
	6 月下旬～ 7 月上旬	第 2 回足立区議会定例会に付議（予定） ①　建物共有持分の売却について ②　裁判上の和解について ※　①、②における議決承認スケジュールについては、関係所管と調整中
	7 月中旬	建物共有持分売買契約成立（予定）
	7 月下旬	裁判上の和解成立（予定）
	8 月中旬	契約の履行(区へ売買代金の一括支払い)

８　今後の方針について

（１）建物共有持分の売却については「訴外の和解」ではなく「裁判上の和解」に基づき解決していく。売買代金については、相手方から「一括支払いで契約満了したい」という申し出があるため、それらを軸に、協議を進めていく。

（２）本訴訟とは別の「修繕費用に関する相手方からの要求」については、区の主張はこれまでと変わらず、図面等の根拠のない費用の支払いには応じない。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**千住大川端地区地区計画等の変更について**
所管部課名	千住地区まちづくり担当部千住地区まちづくり担当課 都市建設部まちづくり課
内　　　容	**１　千住大川端地区地区計画変更等に係る都市計画法第１７条に基づく説明会の開催結果について** （１）主 催 者 東京都、足立区 （２）開催日時及び参加人数 令和７年２月１９日（水）午後７時～午後８時３０分　１０８名 （３）開催場所 千寿第八小学校　体育館 （４）主な質疑 ア　都市計画について

	意見、質疑	回答
1	説明資料がわかりづらい。	（都） この場でご質問いただければご説明する。また後日でも質問があればご連絡いただきたい。
2	高層マンションに否定的な自治体もある中で、35 階は疑問である。低層化に変更することはあるか。高層化の狙いを教えてほしい。	（都） 隅田川スーパー堤防の整備、荒川氾濫時の垂直避難場所の設置、オープンスペースや避難場所としての活用、子育て支援施設や高齢者用住宅の整備、商業施設の導入、公共施設への影響など、様々な地域の課題を解決するために高層の計画としている。あわせて周辺環境への影響についても検討を行い、今回の計画としている。 （区） 区として高層化を進めているのではなく、当地区は公共施設や周辺環境への課題を解決している計画のため高層化を容認している。

イ　開発計画について

	意見、質疑	回答
1	開発に伴い約 6,000 人の人口増加が見込まれるとの事だが、災害への綿密な対応計画はあるのか。	（区） 開発地内については、地震の場合も水害の場合も、原則として在宅避難を考えており、浸水深よりも高い位置に住戸を設ける計画となっている。
2	今までの説明会を踏まえて今回の計画が決められると思うが、意見はどのような点に反映されているのか。	（区） 区の説明会で質問があった高層建物による影響については、事業者の説明会でお伝えしている。 あわせて、窓口を一本化してほしいという要望については、事業者に伝え、一本化に向けて検討している。 また、昨年 12 月の説明会では、鉄道駅への影響、子育て支援施設のキャパシティについて心配するご意見があった。 鉄道駅への影響は鉄道事業者に検証していただき、現時点で大きな改良の必要はないとのことだが、引き続き、開発の進捗に合わせて状況把握し、何か問題が発生すれば対応してもらうことを開発事業者等と協定で約束した。 また、子育て支援施設についても、地区内に設置していただくように協定で約束した。 墨堤通り交差点への信号については、地域要望が大きいことから、今後、開発事業者と一緒に警視庁協議を行っていく。 垂直避難場所については、当初 300 人程度だったものを 500 人程度の受入れが可能なように拡充している。
3	計画の変更点が口頭で説明されたが、何かしらの形	（区） 過去の説明会の質疑と回答は

	意見、質疑	回答
3	に残してほしい。	区のホームページで公開している。 変更点を整理した上で、どういった対応ができるか検討する。基本的には区のホームページでの公開を考えている。

ウ　周辺環境への影響について

	意見、質疑	回答
1	超高層によって風害の被害が大きくなるのではないか。もう一度シミュレーションしてほしい。	（都） 風環境については、今後事業者が具体的な設計に入る中で、改めてシミュレーションが行われると思う。懸念があることを事業者に伝えていく。
2	具体的な周辺への影響については事業が進まないとわからないのか。 建物計画について変更させるという指導はあるのか。	（都・区） 都市計画の段階ではシミュレーションを行い大きな影響はないということになっており、今後の実施設計の中で改めて詳細に行っていくことになる。 例えば、電波障害については、建物による影響が明らかな場合には事業者のほうで対応が考えられる。引き続き事業者と協議していく。
3	液状化を気にしている。現在、工事が行われているが、土壌の状態や工事内容を教えてほしい。	（都） 液状化対策等については、事業者に適切に対応させる。 （区） 現在、開発に係る建築工事をしているのではなく、地区内のガラの撤去や土壌汚染対策工事を行っている。
4	開発で人口が激増するが、駅へのアプローチが郵便前の横断歩道と歩道橋のみ。これで足りるのか。歩道橋の増設を事前に想定し	（区） 開発事業者の方で駅利用者は京成関屋駅及び牛田駅でそれぞれ 6,000 人／日の増加を想定しており、それに伴う墨堤通りの横

	意見、質疑	回答
4	てほしい。	断歩道等の滞留状況もシミュレーションを行い、現状は問題ないとの警察等の見解を得ている。今後も開発の進捗に合わせて、適宜、定点観測を行い、状況を確認していく。

エ　その他

	意見、質疑	回答
1	地域住民の意見を聞く常設委員会の設置は考えているか。 もっと話し合いをしてほしい。 今回の説明会で終わらず今後も地元住民の意見を聞いてほしい。	（都） 都市計画については本日意見をいただきたい。事業は長期にわたるので、皆様のご意見をいただきながら、事業者、都、区で対応していく。 （区） 現時点では常設委員会の設置は考えていない。計画作成段階より、常東地区町自連、関屋環境を守る協議会の皆様と意見交換を行っているので、継続して意見を伺っていく。また、今後、まちづくりが進展する際には、区のホームページやまちづくりニュースなどで地域に丁寧に説明していく。
2	隅田川沿いのスーパー堤防を整備する範囲はどこか。どこまで完了するのか。避難場所の確保をお願いしたい。	（都） 今回の隅田川沿いのスーパー堤防整備は今回の開発計画の前面を行う予定であり、本地区周辺は概ね完了することになる。 スーパー堤防と一体となる大規模な広場については、地震が発生し火災が起きた場合の避難場所として、大規模なオープンスペースを整備する。また、荒川の氾濫による水害対策として垂直避難場所を設ける計画としている。

	意見、質疑	回答
3	昔の引込み線のレール跡などがあるので、看板を設置するなど地域の歴史の記憶を残したまちづくりを進めてほしい（要望）。	（要望のため回答なし）

（５）これまでの経緯と今後の予定

時　　期	内　　　容
令和6年12月	①　都市計画法第 16 条に基づく原案説明会 ②　案の公告・縦覧及び意見の受付 ③　足立区都市計画審議会にて報告
令和7年 2月	①　都市計画法第 17 条に基づく案説明会 ②　案の公告・縦覧及び意見の受付
3月	足立区都市計画審議会にて審議
5月	東京都都市計画審議会にて審議
6月	都市計画決定の告示

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　名	**第三次足立区緑の基本計画中間検証について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内　　容	第三次足立区緑の基本計画中間検証を取りまとめたので、以下のとおり報告する。 **１　目的** 令和２年度に策定した第三次「足立区緑の基本計画」は、令和２年から１１年までを計画期間としている。中間期となる令和６年度には、緑の基本計画推進会議を２回実施し、中間検証を行ったうえで、後期計画期間の取組みに反映させる。 **２　足立区緑の基本計画推進会議での主な意見** （１）第４回足立区緑の基本計画推進会議 ア　世論調査の指標については、社会情勢、行政の施策の変化等を踏まえた要因分析が必要ではないか。また、世論調査によらないモニタリング調査を行ってはどうか。 イ　高齢化や子育て世代は活動への参加が困難等の理由で、緑化活動者が減っていく傾向にある。区内大学との連携により、学生ボランティア活動の仕組みや、子育て世代のＰＴＡ等の連携について検討してはどうか。 （２）第５回足立区緑の基本計画推進会議 ア　若者へのアプローチは、大学連携を先行するのではなく、次世代の人材育成及び地域連携のため、小・中学校との連携も同時に進めていくことを明記してはどうか。 イ　生物多様性についての記載がないため、生物多様性、自然環境の豊かさの視点に触れてはどうか。 **３　第三次足立区緑の基本計画中間検証（別紙　Ｐ１６参照）** 令和６年度に開催した、第４回、第５回の意見・助言をふまえ、庁内の関係機関と連携しながら、令和７年度以降の後期計画期間に向けて各事業の取組みを進めていく。

第三次足立区緑の基本計画　令和６年度中間検証　（概要版）

水と緑を誇れるまち　あだち　～識る・守る・活かす・繋ぐ～　　別紙

第二次緑の基本計画 ／ R2 第三次緑の基本計画策定 ／ R５ ／ R６ 中間検証 ／ 後期 ／ R１１ 最終目標 ／ 第四次緑の基本計画

計画目標

ひとづくり

計画目標１　緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす

【指標】緑化活動に参加した区民の割合

計画策定時	R５実績値	達成状況	R５目標	R11最終目標
15.9%	**16.5%**	＜	**17.1%**	18.9%

プラットフォームとしての緑

まちづくり

計画目標２　魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

【指標①】まちなかの花や緑が多いと感じる区民の割合

計画策定時	R５実績値	達成状況	R５目標	R11最終目標
27.8%	**60.0%**	＜	**63.9%**	66.9%

【指標②】景観・街並みが良好であると感じる区民の割合

計画策定時	R５実績値	達成状況	R５目標	R11最終目標
44.7%	**50.2%**	＜	**53.6%**	55.0%

【指標③】樹木で覆われた土地の割合（樹木被覆地率）　☆

計画策定時	R５実績値	達成状況	R５目標	R11最終目標
9.4%	**9.7%**	―	**設定なし**	10.2%

施策

R５年度目標の達成状況　≧上回った・達成した　＜下回った

分類	施策	指標	計画策定時	R５実績値	達成状況	R５目標	R11最終目標
（ひとづくり）	施策１　緑を育むひとを増やす	緑化活動に参加したいと思う区民の割合	17.6%	**17.5%**	＜	**18.8%**	20.6%
（ひとづくり）	施策２　緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数	1,163 団体：720 個人：443	**1,233** 団体：764 個人：469	＜	**1,281** 団体：757 個人：524	1,467 団体：820 個人：647
分類Ⅰ 骨格となる水と緑（主に公有地）	施策Ⅰ－１　骨格となる水と緑の確保と充実	「水と緑の魅力向上ポイント」における評価	2.16	**2.75**	＜	**2.8**	4.0
分類Ⅰ 骨格となる水と緑（主に公有地）	施策Ⅰ－２　「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築	「歩きたくなる」ルートの総延長距離	64,660 m	**67,390 m**	≧	**66,810 m**	69,990 m
分類Ⅱ 身近な緑（民有地）	施策Ⅱ－１　民有地の緑の充実	優良緑化件数	0件	**10件**	≧	**10件**	70件
分類Ⅱ 身近な緑（民有地）	施策Ⅱ－１　民有地の緑の充実	緑化助成件数	14件	**36件**	＜	**80件**	200件
分類Ⅱ 身近な緑（民有地）	施策Ⅱ－２　樹林地・農地の保全と活用	保存樹林指定数	25箇所	**30箇所**	≧	**29箇所**	35箇所
分類Ⅱ 身近な緑（民有地）	施策Ⅱ－２　樹林地・農地の保全と活用	特定生産緑地面積	9.87ha	**20.5ha**	＜	**21.8ha**	23.9ha
分類Ⅱ 身近な緑（公有地）	施策Ⅱ－３　公園の魅力向上と持続可能な管理	公園率	6.1%	**6.14%**	＜	**6.18%**	6.3%
分類Ⅱ 身近な緑（公有地）	施策Ⅱ－３　公園の魅力向上と持続可能な管理	「行きたい公園がある」人の割合	46%	**46.8%**	＜	**51.1%**	53.5%
分類Ⅱ 身近な緑（公有地）	施策Ⅱ－４　公共施設の親しみやすい緑化と既存の緑の保全	公共施設の優良緑化件数	0件	**1件**	≧	**1件**	7件

☆は実態調査を実施する概ね５年おき、それ以外は毎年実績を確認する指標とする。

目標と実績の基準日は、各年度の３月３１日とする。

計画期間後期における主な取組

❶ 世論調査に基づく指標を補足するモニター調査の実施

調査対象を固定し経年変化を確認するため、緑の協力員を対象としたモニター調査を試行（令和７年度～）

❷ 緑化活動の参加者のすそ野の拡大

- 小中学校との連携のあり方を検討
- 大学との連携に向けた関係課との調整実施
- 子どもが環境を学びながら体験できる機会を提供し環境学習を進めている環境部と連携

❸ 緑化活動の評価、表彰

個人や団体の緑化活動において、活動意欲や継続につながるよう、ビューティフルパートナーなどの既存事業にて評価し、表彰対象を拡充

❹ 民有地の緑の充実に向けた取り組み

- 緑化完了書の提出と優良緑化認定制度の拡充
- 緑化助成制度の申請手続き簡素化
- 上記制度に関連する案内の一体化

❺ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- 維持管理業務に関わる情報のデジタル化やデータ運用・更新の体制づくり
- 先進的な取組みの情報収集、導入方策の検討

第四次計画策定に向けた検討課題

❶ 緑に関する国や東京都の動向の反映

❷ 樹林地・農地の保全方策の検討

❸ 緑化指導・緑化計画対象の検討

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**大谷田公園改修工事について**
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課

内　　　容

大谷田公園改修工事における、第２回アンケート結果と今後の整備方針について、以下のとおり報告する。

１　第２回アンケート結果について

（１）アンケート調査概要（別紙１　Ｐ１９参照）

ア　調査期間　令和６年１１月２６日～令和６年１２月２５日

イ　調査方法　公園近隣２００戸へポスティング

ウ　案内図及びアンケート配布範囲

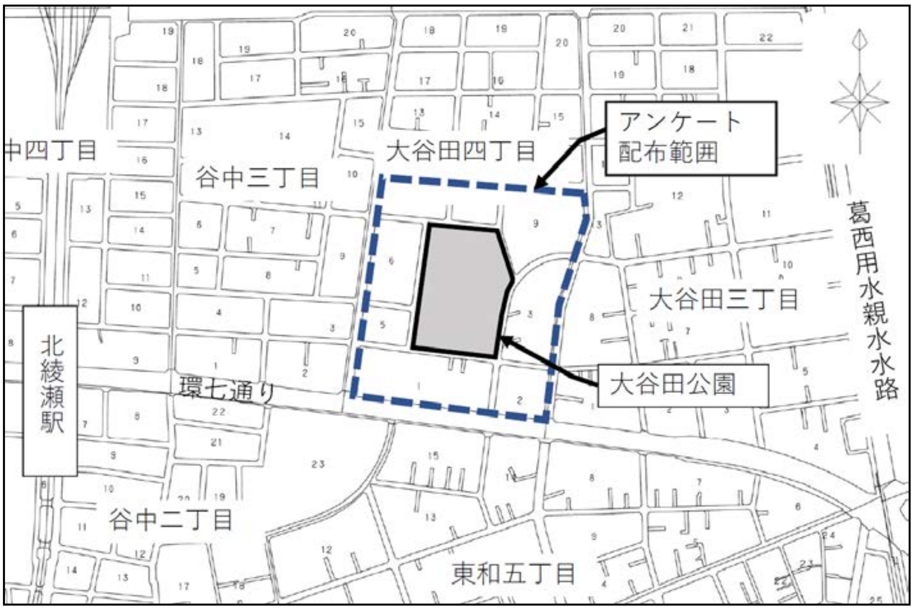

エ　回答件数　　３８件（回答率１９％）

（２）アンケート結果

ア　回答内訳

番号	回答内容	件数
1	ＢＢＱ施設の再設置を希望する	11（29%）
2	ＢＢＱ施設の再設置を希望しない	22（58%）
3	どちらでもよい	5（13%）

イ　回答理由　　別紙２　Ｐ２０～２１参照

２　大谷田公園整備方針

（１）ＢＢＱ施設について

煙・臭い・騒音・ゴミ等の心配をされている方も多く、近隣住民の理解が得られないこと、また予約システムや駐車場、排煙設備等の設備投資の費用がかさむことを考慮し、大谷田公園には再整備しない。

（２）ＢＢＱ施設跡地について

過去のアンケート結果を踏まえて、屋根のある休憩施設としてテーブルやベンチを設置し、人が集える場所にする。

（３）その他

防災井戸やマンホールトイレ等の防災施設の設置を検討する。

３　ＢＢＱ施設の他公園への検討

地区公園以上（４ha 以上、駐車場有）の規模を有し、周辺への影響が極力少ない箇所での検討を進めていく（参考資料　近隣自治体にあるバーベキュー施設　別紙３　Ｐ２２参照）。

４　今後の予定

時　　期	内　　　容
令和 7～8 年度	大谷田公園改修実施設計（BBQ 施設解体、防災井戸設置、管理棟トイレ建替え、広場改修、その他）、BBQ 施設の他公園への検討
令和 9～10 年度	整備工事

大谷田公園近隣へお住いの方へ

別紙１

大谷田公園BBQ施設再設置について アンケート

　アンケート募集しました、大谷田公園のBBQ施設撤去後の利用方法についての結果を別紙にてご報告させていただきます。

　アンケート回答のなかで、BBQ施設再設置を望まれる声があり、近隣にお住いの方と一時利用者の意見が混在していたため、今一度BBQ施設の必要性について検討することとなりました。そこで、近隣にお住まいの方にご意見をいただきたく、再度アンケートを実施させていただきます。度々申し訳ございませんが、ご協力のほど、よろしくお願いします。

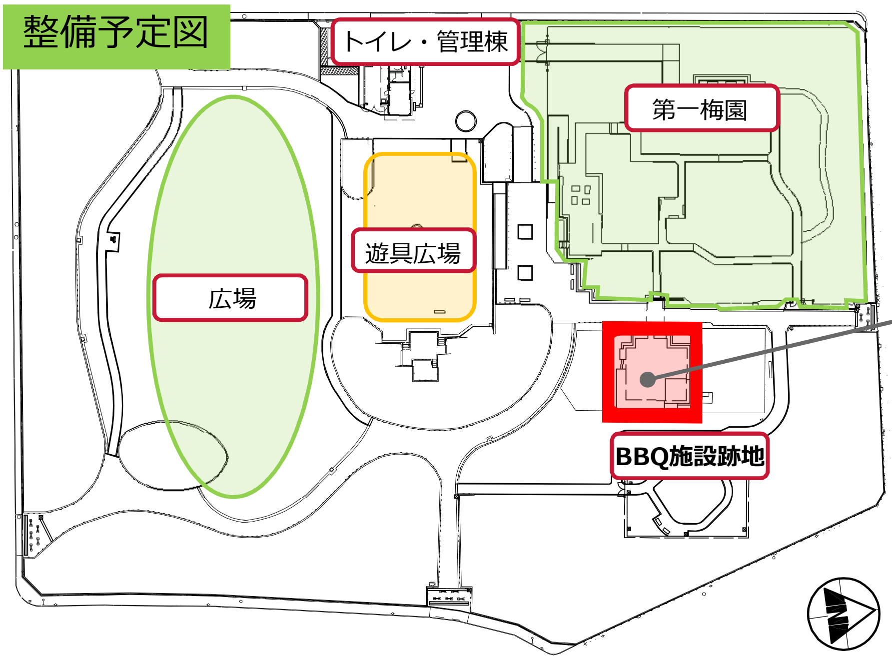

BBQ施設の撤去

昭和57年建設

BBQ施設の老朽化の進行と、煙やにおい、騒音で苦情が寄せられているため、現在のBBQ施設は撤去します。

｜質問１｜BBQ施設の再設置

BBQ施設の再設置についてご意見をお聞かせください。

BBQ施設の再設置を希望されますか？（ひとつに☑をお願いします。）

□希望する　　□希望しない　　□どちらでもよい

｜質問２｜理由

質問１での回答理由をお聞かせください。※重要

｜お問い合わせ｜
足立区パークイノベーション推進課公園整備係 百瀬･八月朔日
〒120-8510　足立区中央本町1-17-1　北館3階
電話 03-3880-5896　FAX 03-3880-5619
メール midori@city.adachi.tokyo.jp

回答期間

12/25　まで

その他 FAX、メール、電話、郵送でも受け付けております。

別紙２

回答数	1.BBQ施設の再設置を希望されますか？	2.質問１での回答理由をお聞かせください
1	希望する	未だ施設を利用したことがないので、近所にバーベキュー施設があるのは嬉しい。ただ、騒音問題があるので昼のみの営業がいいと考える。
2	希望する	公園周りに暮らしています。子供が小さいうちはよく利用していましたが、これから利用するかと言ったら悩むところ。近隣でバーベキューをやるとなると、舎人公園もしくは水元公園まで行かねばならないので、大谷田公園にバーベキュー場があれば綾瀬・佐野地区の住民は便利で、又、大谷田公園の施設は屋根もあるので天候関係なく行えるのがメリット。ただ、近隣住民の立場として、騒音や臭いについては、使用規約、モラル、マナー守っていただければと。特にゴミの持ち帰りについて、公園周りのゴミ集積所にゴミを置いて帰る団体がいたので絶対にやめていただきたいです。
3	希望する	思い出も有るが、今後、災害時に役立つと思うから。又、新規設置後は、新しい思い出を作りたいと思う。
4	希望する	私はまだこの辺りに引越して来て半年ほどですが、家の近くでBBQが出来たら手軽で良いなと思います。
5	希望する	私自身子供はいませんが、家族で楽しめる場所としてBBQ場をぜひ残していただけたらと思います。公園の中の設置場所や壁などで排煙や音は対処が可能でしょうか、ぜひご検討ください。
6	希望する	日中であれば問題ないと思います。（これが夜までできるなどだと騒音などが心配なので、時間は16時か17時目処なら良いかと）
7	希望する	足立区の東エリアでBBQ設備のある公共施設がないため。但し、近隣住民の住環境を思うと、匂い、騒音についてはかなりのストレスになると考えられるので設置を検討いただく場合はその点を加味した施設、建物をお願い出来ればと思います。
8	希望する	BBQ facilities can attract visitors to a community, which can boost local businesses and increase property values.（バーベキュー施設は地域に訪問者を引き寄せ、地元のビジネスを活性化させ、不動産価値を高めることができます。）
9	希望する	
10	希望する	近隣からの要望も多い。当施設は、周辺に無く一度活用したいと常々思っていた。
11	希望する	孫達と一緒にバーベキューする事を数年楽しみにしています。
12	希望しない	騒音が近所なので、辞めた方が良いと思います。
13	希望しない	良い日程の日にちは 予約開始日の早朝から並ばないと予約が取れない。それが出来る人は限られていると思う。前回アンケートの結果を見ての賛同になるが、ドッグランが出来たらいいなぁと思う。
14	希望しない	昭和、平成に比べ、区民の意識が変化している。新型コロナがあったり闇バイトによる犯罪多発等、衛生面や防犯面の意識が高まり、時代にそぐわなくなっていると考える。家族で話し合った結果です。
15	希望しない	子供たちが小さい頃は何度か利用したことがありましたが、大きくなってからは全く利用していません。たくさんの人が何度も使える場所にしてほしいです。せっかく隣にある梅園もほとんど閉鎖していてもったいないです。災害にも対応しているとなお良いと思います。
16	希望しない	バーベキュー施設を設置するほどのニーズがあるか分からない。使用時期も限られると思うので、もっと利用範囲の広い施設が良いと思います。
17	希望しない	騒音、ゴミの投棄、路駐で通れない、煙や臭いの問題がなく、利用時間帯も９時から１８時までなど昼間に限定されるなら反対はしない。
18	希望しない	過去に煙や匂い騒音で苦情が寄せられて撤去してるのに同じことを繰り返すから。

19	希望しない	騒音、ゴミ、違法駐車、喫煙等々のリスクが大きくリターンに見合っていない。
20	希望しない	近隣に30年住んでいるが一度も利用した事がないので。
21	希望しない	
22	希望しない	あの辺を人が集まってザワザワうるさい場所にしないでほしい。静かな場所にしてほしい。だからイベント広場は絶対にやめてほしい。あの場所を他のものに変えるとしても、梅以外の樹木等を観察できる静かに過ごせる場所のままにしてほしい。イベント広場など人が集まりうるさい場所には絶対にしないでほしい。
23	希望しない	少ないながら一定数の利用者はあるのかもしれないが、少数かつ限定されると思われます。また、火を使うことへの懸念、汚れの問題があるとおもいます。バーベキュー施設に限定しなくても、大きなテーブル（コンセント付き）とベンチ椅子があれば電気コンロやロースターの持ち込みを了承すれば、それなりにワイワイもできるのではないかと思います。旧バーベキュー施設は閉鎖的で暗く汚いイメージがあるので、開放的な屋根付き、休憩もでき、弁当を持ち寄って少しワイワイもできるような空間になればいいなと思います。また、隣の小ひろばとも繋げて開放的なイメージを望みます。
24	希望しない	大学生高校生、若者の集まりや、子連れ家族が自由にできるのは騒音マナーが悪いのでやめて欲しい。使用者限定で、幼稚園、小学校の子どもたちが管理されて使う場合のみ良いと思う。ただ、それによって他者からの不満が沸くならば、再設置なしでお願いします。騒ぐ若者と家族連れは勘弁してほしい。
25	希望しない	若者の溜まり場だったこともありBBQ施設再設置をきっかけにまた夜中にうるさくなると思うと賛成できない。小さな子供がいる家庭も多いので夜中の騒音がなければいいと思う。
26	希望しない	風向きによっては煙や臭いが家まで届く可能性があるし、利用するのはマナーの良い方達ばかりではないと思うので騒音やゴミの放置等、懸念される。絶対反対です。
27	希望しない	大人数で騒ぐので騒音公害と違法駐車が増えるから。
28	希望しない	煙や騒音が出る為。
29	希望しない	マナーの悪さや、一番は遊んでる時も煙がすごかった。
30	希望しない	騒音や匂いによって住環境に悪影響が出る他、体感治安の低下につながるため再設置は希望しません。一時の利用の方は別の施設を探せば良いですが、近隣住民としてはそこに住み続けるため常に音や匂いに悩まされることになりますので、反対します。
31	希望しない	近隣住民は高齢者が多く、BBQ施設は使用しないし、騒音などの被害に悩みたくないから。子供や犬が多く使う公園なので、子供と犬のためにも、やめたほうがいいと思う。
32	希望しない	都内なので、自然の美観が損なわれる。郊外でやってほしい。
33	希望しない	45年住んできてすごい迷惑している。近隣住民にとっては、臭い、煙、ゴミ問題が大きい。ゴミを持ち帰らないのが困る。
34	どちらでもよい	近くに同施設がないので、あっても良いと思いますが、利用後に出たゴミの処理方法が確立されてないと困ります。収集日や時間に関係なく、近隣のゴミ収集場所に置いていかれるのは迷惑です。
35	どちらでもよい	地震などの災害時に使える施設なら、なんでもよい。ただし、ドッグランは、現在も糞尿で家のまわりを毎日のように汚されているので、反対。
36	どちらでもよい	近くに屋根のあるバーベキュー施設があるのは地域や学校関係の集まりで使うのに助かると思います。アンケート結果のドッグランと通路以外でしたら良いです。犬の散歩が増えるとビニールに入れたフンをゴミ置き場に置いて行く飼い主がいるので反対です。無責任な飼い主がいて困っています。
37	どちらでもよい	近隣の者ですがドッグランだけはやめて頂きたいです。飼い主の会話がうるさいので、よろしくお願いいたします。
38	どちらでもよい	BBQ施設が撤去された後に近隣に引っ越してきたため、騒音レベルやニオイなどの不快な程度がいまいち分からないが、苦情が来るなら仕方ないと思う。しかし、BBQは好きなので、近所にあったら利用したいとは思う。

別紙３

近隣自治体にあるバーベキュー施設

区	公園名	所管	面　積	運　営	規　模	駐車場
足立区	大谷田公園	区	16,247㎡	業務委託	1団体	×
	舎人公園	都	649,645㎡	指定管理者	750人	○
北区	荒川岩淵関緑地 （荒川河川敷）	区	―	指定管理者	1,000人	○
	赤羽自然観察公園	区	54,020㎡	指定管理者	60人	○
荒川区	汐入公園	都	129,369㎡	指定管理者	210人	○
葛飾区	水元公園	都	966,814㎡	指定管理者	600人	○
墨田区	―	―	―	―	―	―
江戸川区	葛西臨海公園	都	778,597㎡	指定管理者	600人	○
	大島小松川公園	都	249,282㎡	指定管理者	120人	○
	篠崎公園	都	312,744㎡	指定管理者	700人	○
	小松川千本桜	区	58,721㎡	業務委託	500人	× ※大島小松川公園に隣接
	新左近川親水公園	区	160,372㎡	指定管理者	480人	○
	総合レクリエーション公園（富士公園）	区	237,935㎡	指定管理者	80人	○

※ 足立区で50,000㎡以上の公園は江北公園（87,821.63）,総合スポーツセンター公園（52,723.11）、荒川河川敷

利用料金

舎人公園	利用料無料セット料金2,980円～
汐入公園	利用料無料
水元公園	利用料無料セット料金2,980円～4,280円
葛西臨海公園	利用料無料セット料金3,800円～
大島小松川公園	利用料無料
篠崎公園	利用料無料
小松川千本桜	利用料：2,100円
新左近川親水公園	利用料：2,100円
総合レクリエーション公園（富士公園）	利用料：2,100円

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　名	**補助第１３８号線その２工区の完成について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課

内　　容

補助第１３８号線その２工区の完成について、以下のとおり報告する。

1　完成及び交通開放について

（1）完成時期　令和７年３月２８日

（2）交通開放　令和７年６月下旬

※　令和７年４月～６月にかけ、警察が施工する横断歩道や交通規制標識の設置完了後に交通開放するため。

（3）位 置 図

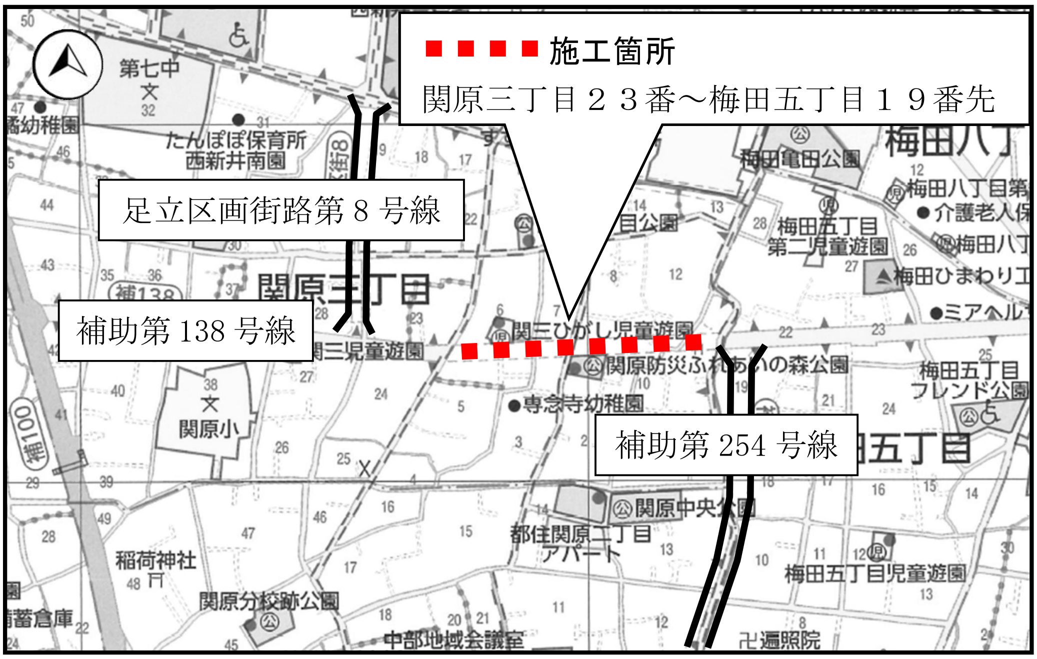

2　信号機の設置について

警視庁は当初、補助第１３８号線と直交する都市計画道路（補助第２５４号線、足立区画街路第８号線）が整備された際、都市計画道路との交差部に信号機を整備する考えであった。

しかし、補助第１３６号線開通時、事後対応で信号機が設置された経緯などの現状を改めて精査した結果、準備が整い次第２箇所程度設置する方向で、位置や時期の検討をしている。

	３　開通式典について 　本区間の開通により、補助第１００号線（尾竹橋通り）から旧日光街道まで通行可能となり、まちが大きく変わる節目を迎えることから、地域と開通式典開催に向けた調整を行っている。 （１）日　　時　令和７年６月下旬（交通開放前） （２）場　　所　補助第１３８号線その２工区区域内（関原三丁目） （３）式典内容　調整中

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**花畑川環境整備事業の取組み状況について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課

内　　　容

花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。

１　その２区間以降の整備に関する周知について

令和４年に川底に堆積した泥土の対応を行った以降、花畑川環境整備事業の全体計画の見直しを行っている。

これまで建設委員会や、地元説明会でも報告してきた「その２区間以降の整備に向けた検討状況」について、地元住民に対し周知を行う。

（１）主な内容（別紙１　Ｐ２８～３１参照）

（２）配布範囲

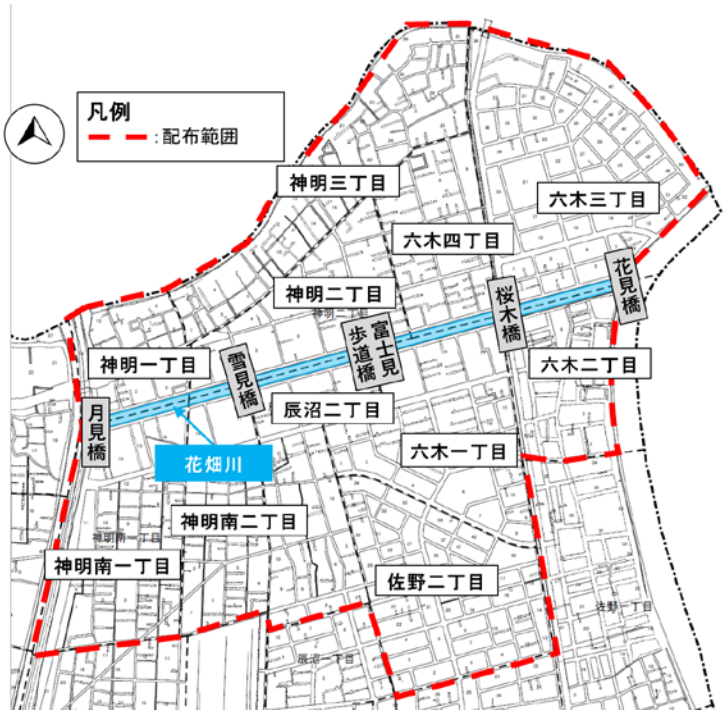

（３）配布方法

各戸配布（約１万２千部）

（４）配布期間

令和７年３月２４日～令和７年３月３１日

２　その１区間の散策路工事に伴う寄付制度の周知について

令和８年春頃に開放するその１区間（雪見橋～富士見歩道橋の約２５０ｍ）の散策路工事について、寄付制度を開始するため周知を行う。

（１）主な内容（別紙２　Ｐ３２参照）

ア　河津桜を２９本植樹する予定。

イ　寄付額は２千円から受付可能。

ウ　寄付額が５千円以上の方は、ホームページに名前を掲載する。

エ　寄付額が２万円以上の方は、今回開放する区間に設置する案内板に、寄付者の名前とメッセージを掲載する。

（２）寄付受入期間

令和７年４月１５日～令和７年８月３１日

※　納入期限は令和７年９月１５日まで

（３）配布範囲

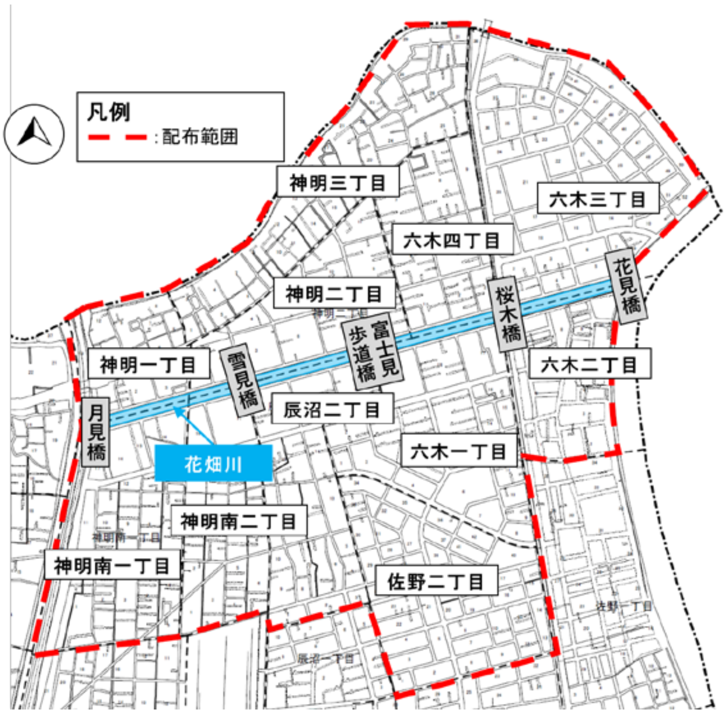

※　「その２区間以降の整備に向けた検討状況」と併せて配布する。

（４）周知方法

区ホームページ、各戸配布（約１万２千部）、現場掲示

３　第８回花畑川を考える会の開催結果について

（１）開 催 日　令和７年３月３日（月）

（２）場　　所　佐野地域学習センター（佐野二丁目４３番５号）

（３）内　　容

ア　令和６年１２月２０日、２１日に開催した事業説明会の開催結果について

イ　現在の工事状況について

ウ　「新」富士見歩道橋および周辺護岸の整備内容について

エ　その２区間の整備イメージについて

オ　補助第１０９号線の整備について

カ　今後の予定について

（４）主な質疑

ア　その１区間の整備について

Ｑ１：車止めなど設置する施設の色調は、散策路や新しい富士見歩道橋の景観と調和するよう検討してほしい。

Ａ１：基準を満たす範囲で、専門家からアドバイスをいただきながら、検討してまいります。

Ｑ２：駐輪スペースや散策路は暗くならないよう、配慮してほしい。

Ａ２：適切な照度を確保できるよう街路灯を設置いたします。

Ｑ３：過去に花畑川で水難事故が発生した経験を踏まえ、階段護岸に設置する看板の内容は分かりやすいものにしてほしい。

Ａ３：他の整備事例や専門家、考える会のご意見をいただきながら検討してまいります。

Ｑ４：散策路にトイレや手洗い場の設置を検討してほしい。

Ａ４：花畑川沿いの３つの公園にトイレ、手洗い場があるため、散策路と機能連携していきたいと考えております。

イ　その２区間の整備について

Ｑ５：親水施設を多く設置することは賛成だが、長期にわたって活用できるような施設の設置を検討してほしい。

Ａ５：維持管理面も考慮して、施設の設置を検討してまいります。

Ｑ６：親水施設は景観性だけでなく、災害時に活用できる施設も検討してほしい。

Ａ６：周辺河川の整備事例や専門家からアドバイスをいただきながら検討してまいります。

ウ　補助第１０９号線の整備について

Ｑ７：雪見橋の西側にかかる橋は、散策路が車道に分断されない構造や、川の流れを阻害しない構造を検討してほしい。

Ａ７：いただいたご意見を地域からの要望として、東京都に伝えます。

４　今後のスケジュール（案）

時　　期	内　　容
令和７年夏頃	花畑川環境整備その１通水工事　着手
令和７年秋頃	花畑川環境整備その１散策路工事　完了
令和８年春頃	花畑川環境整備その１通水工事　完了 富士見歩道橋架け替え工事　着手
令和 10 年春頃	富士見歩道橋架け替え工事　完了 【その１区間　整備完了】

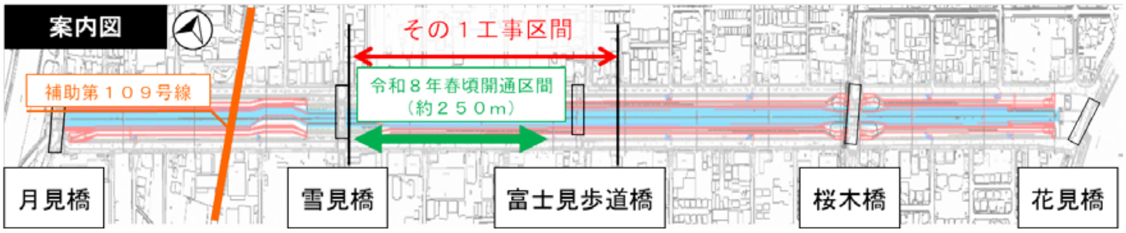

別紙１

花畑川環境整備その１工事に関するお知らせ　特別号（令和７年３月）

花畑川工事の進捗について

足立区では、区民の皆様の安全安心を守り、「憩いの場」「地域交流の場」となるよう花畑川の環境整備事業を進めています。

令和8年春に散策路の一部が開通します

現在、雪見橋と富士見歩道橋の間で工事が進められています。

工事箇所図

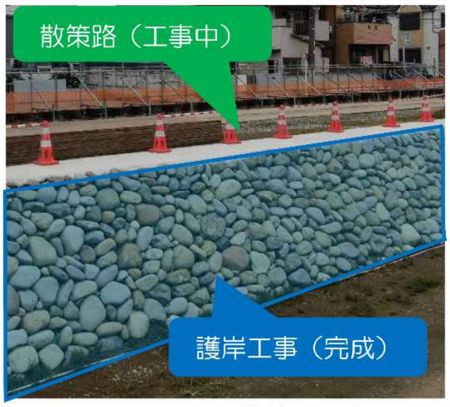

散策路工事の状況

花畑川を身近に感じられるイベントを実施！

６月１日(日)にワークショップや川底を歩く体験会などのイベントを予定しています。

５月上旬に区HPなどで周知させていただきます。詳細はそちらでご確認ください。

花畑川環境整備事業の経緯・整備方針の見直しについて

令和３年より着手した工事において、川底に泥土の堆積が発見され、花畑川全体の整備の進め方を見直すこととなりました。地元の皆様から意見を頂き、新しい整備方針をまとめました。

整備方針見直しの経緯

令和3年3月	令和3年4月頃	令和4年10月頃	令和5年～
環境整備工事へ着手	泥土堆積が判明	工事費の大幅増	整備方針の見直し

整備未着手箇所の現状

地元・学校関係者との打ち合わせの様子
（令和６年１１月）

事業説明会の様子
（令和６年１２月）

新しい整備方針について

工事費の効率化かつ早期な整備完了を目指し、施工順序を見直しました。

これまでの整備の順序

令和３年に開始した当初は、橋ごとに整備区間を区切り、４つの区間をおおむね１０年で整備する方針でした。

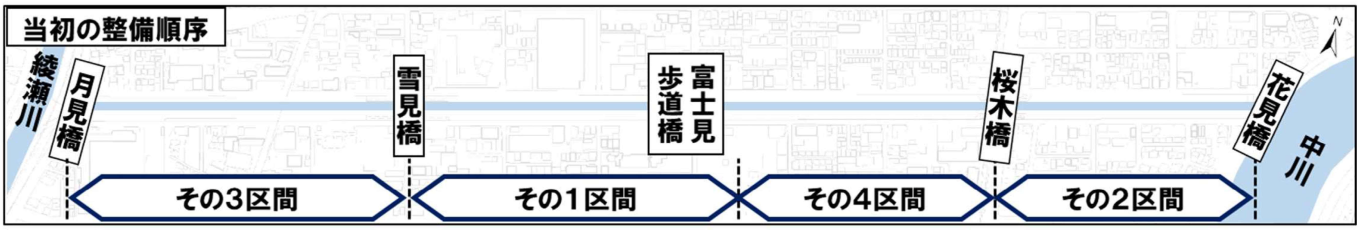

新たな整備の順序と方針

新しい方針では、３つの段階に分け、整備を進めていきます。

第１段階（～令和10年春）

現在工事中の区間では工法の見直しを行い、令和 10 年春頃に整備完了予定です。

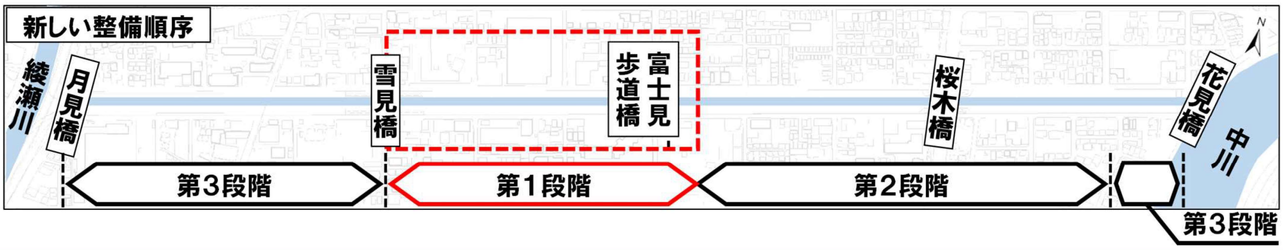

第２段階（～令和15年）

区だけで整備が進められるエリアを先行し、令和１５年を目標に早期整備・開放を目指します。

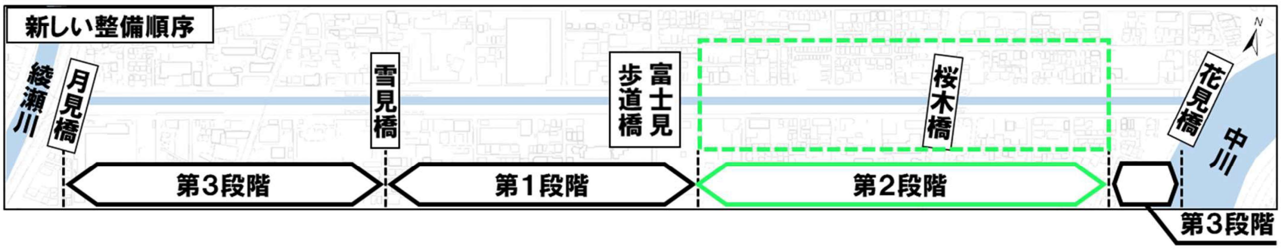

第３段階（～国や都の事業完了に合わせて）

国による中川の堤防整備事業や、都による新しい道路の計画と調整しながら整備を進めます。

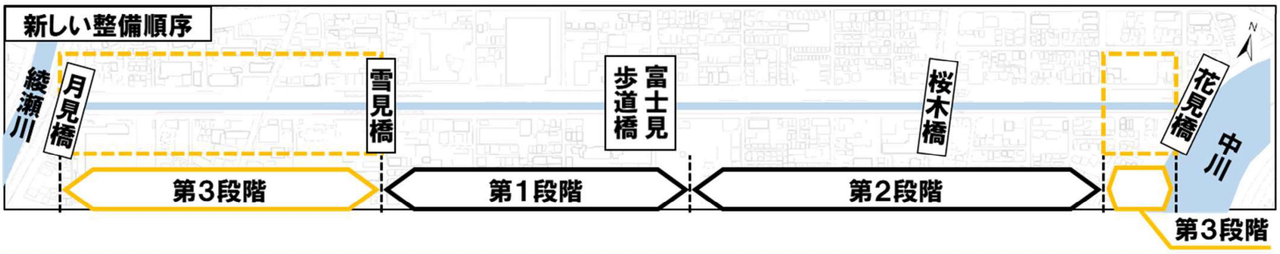

第１段階の整備（～令和10年春）

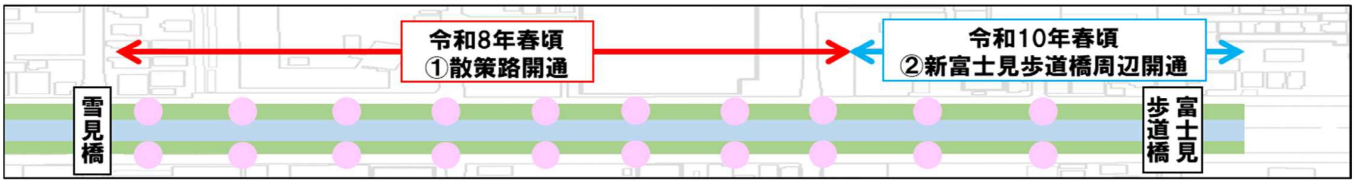

①散策路の整備（～令和8年春）

令和８年春頃開通する散策路は、地域の憩いの場となるような整備を行います。

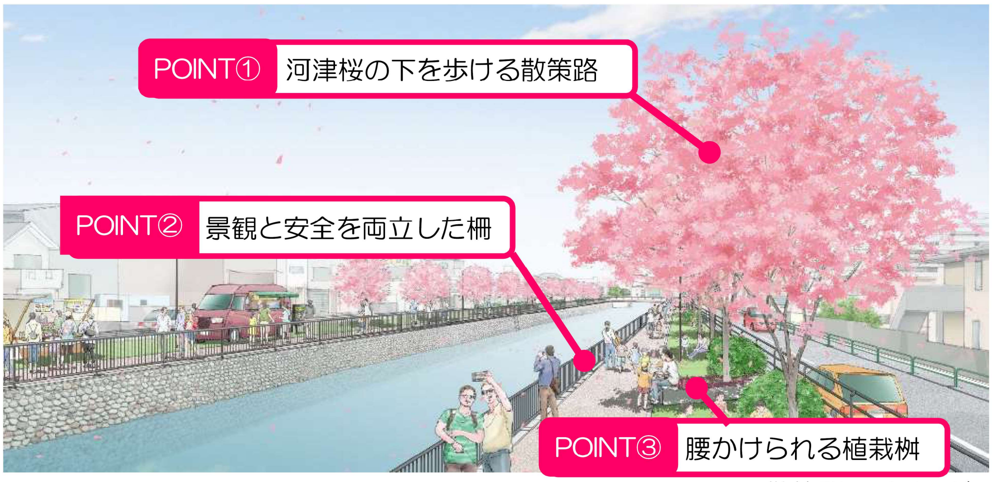

散策路のイメージ

あなたの寄付で桜の新名所を

令和７年４月１５日から、河津桜の植樹について、寄付を募ります。
詳細は、QRコードよりご確認ください。

②富士見歩道橋周辺の整備（～令和10年春）

令和8年から、富士見歩道橋の架け替えを含めた環境整備を行います。下記の４つの整備ポイントをもとに、より花畑川に親しみをもっていただけるような整備を行います。

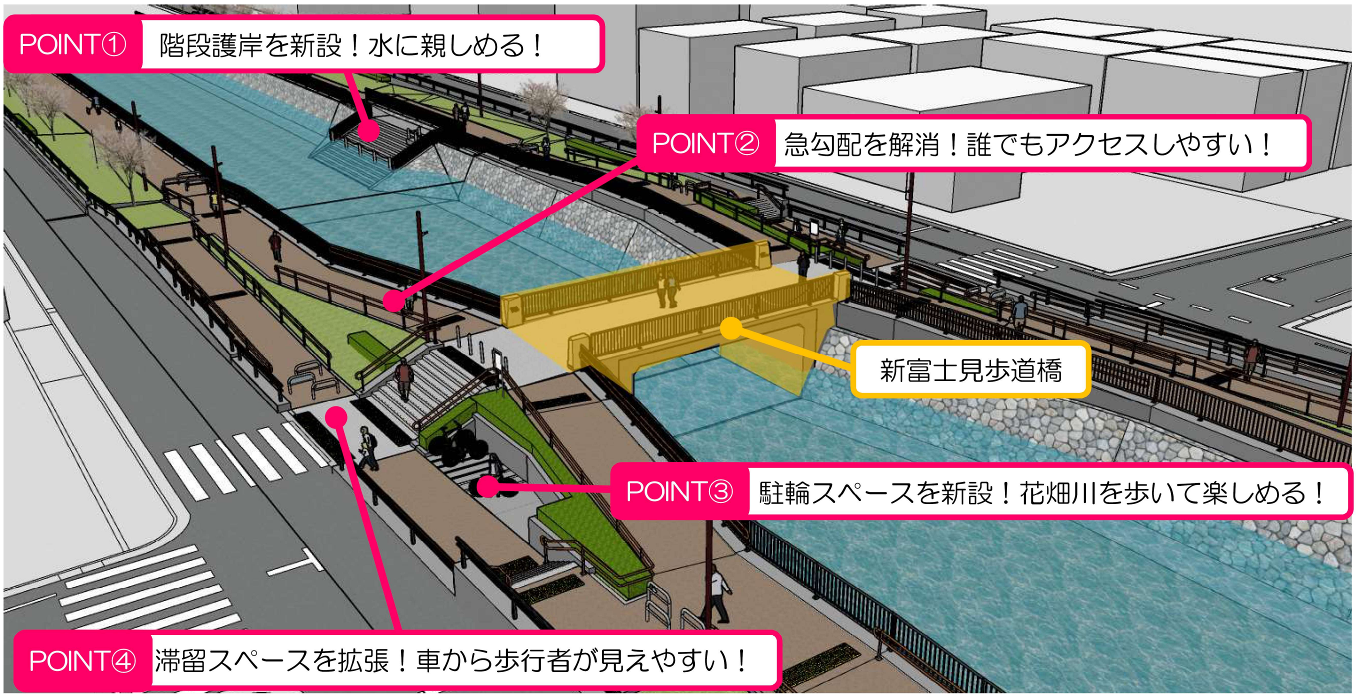

新しい富士見歩道橋のイメージ

第2段階の整備（～令和15年）

第２段階では、より水に親しめるような整備を検討しています。

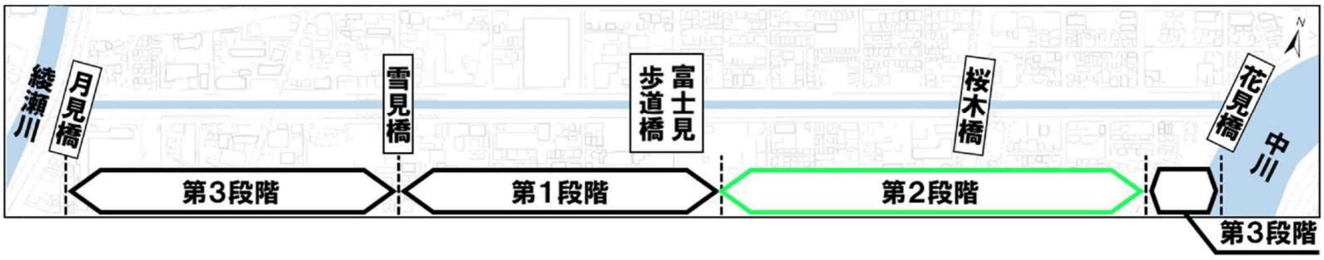

水面に近づくことができる設えを検討しています。

親水施設の例

こいのぼりを揚げるなど、水面活用ができる設えを検討しています。

平成２１年の花畑川の様子

第3段階の整備（～国や都の事業完了に合わせて）

第３段階では、国や都の事業と連携した整備を行います。公園付近では、川の外との一体化整備の可能性を検討、加えて、花畑運河の歴史を残せるような整備を検討していきます。

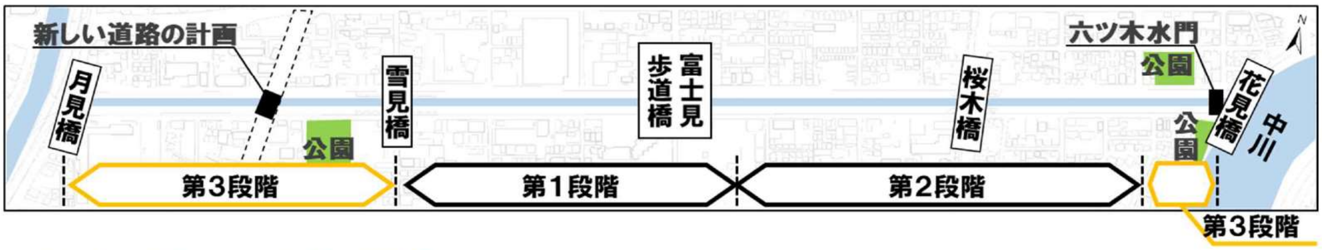

花畑川周辺の緑資源を生かした整備を検討しています。

河川と周辺の空間を一体整備した例

花畑川の歴史を伝承するような整備を検討しています。

歴史説明板の例

■花畑川環境整備に関する問い合わせ先

花畑川環境整備事業　検索

都市建設部　道路公園整備室　道路整備課　整備第二係

電話：03-3880-5925（直通）　FAX：03-3880-5619　✉：kukaku@city.adachi.tokyo.jp

別紙２

桜 あなたの寄附で の新名所を。

花畑川が「憩いの場」「地域交流の場」となるよう散策路の整備をすすめています。整備を行っている雪見橋～富士見歩道橋までの一部区間は※、令和８年春頃に開通いたします。
生まれ変わる花畑川に、桜の新名所をつくりませんか？
植樹への寄附にご協力をお願いします。

※雪見橋から東側に約 250mの区間

250mの間に 29本の 河津桜を植樹！

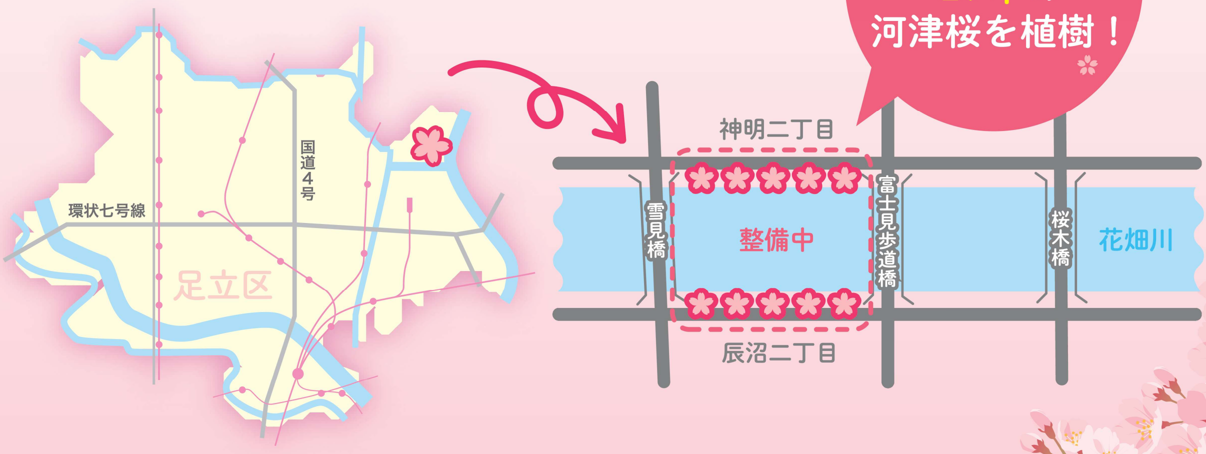

＼寄附は2,000円から！／

寄附額 5,000円以上 ホームページにお名前など掲載！

寄附額 20,000円以上 案内板にお名前とメッセージを掲載！
※案内板は、整備中の範囲内に令和８年春に設置予定

※この寄附は税額控除の対象になります。

区のホームページまたは裏面申込書でお申し込みください。

足立区のホームページから

申込用紙を利用する場合は裏面をご覧ください。

受入期間：令和７年4月15日～8月31日（納入期限：令和７年9月15日まで）

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　名	**花畑二丁目生コン工場への対応状況について**
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課

内　　容

花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。

１　現地調査について

（１）搬入車両等の状況について

令和７年１月１７日、午後１時から午後４時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。

調査日時	令和7年1月16日 午後1時～午後4時	【参考】 令和6年1月22日 午後1時～午後4時
通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	延べ34台	延べ35台
通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	23人	8人
交通誘導員の配置 （午後1時～午後3時）	西側　1名	西側　1名

［位置図］

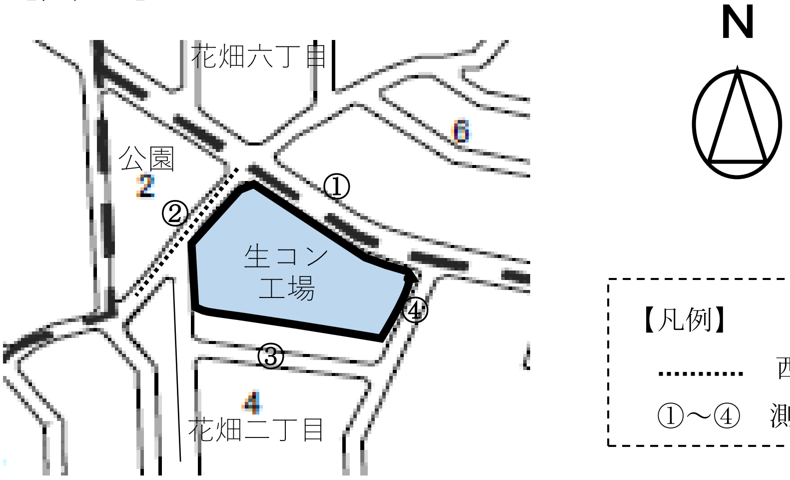

【凡例】

………… 西側区道

①～④　測定地点

（２）工場周辺の騒音測定について

令和７年１月１７日、生活環境保全課が工場敷地境界で現地騒音測定を実施したところ以下のとおりの測定結果となった。

いずれの測定地点においても、規制基準値５０dB を超過していた。

測定地点（前ページ位置図参照）	場　所	測定値L5※(dB)（午前10時～午前10時31分）
①	北側道路	73（-1）
②	西側道路	64（-5）
③	南側道路	57（+1）
④	東側道路	57（+1）

※　測定値については、工場から発生する音だけでなく、周辺道路を走行する自動車の走行音等も含めた値である。

※　Ｌ５とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに上から５％にあたる騒音値。

※　（）内は前回（令和６年９月５日）測定値からの増減を示す。

２　工場に対する違反指導について

令和７年２月５日付で、工場に対し是正指導文を通知した。指導内容は次のとおり。

（１）段階的な移転計画等の是正計画の作成状況を、令和７年３月末日までに提出すること。

（２）段階的な移転計画等の是正計画を令和７年１０月末日までに提出すること。

（３）騒音、振動等の環境対策及び交通安全対策を徹底するとともに、これまで以上に配慮すること。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和７年３月１３日

件　　　名	**住生活基本計画の改定および住宅政策審議会の開催について**
所管部課名	建築室住宅課

内　　　容

令和１０年度に「足立区住生活基本計画（以下「計画」という。）」の改定を予定している。

令和７年度から住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を開催し、以下のとおり作業を進めていくので報告する。

１　住生活基本計画の改定について

（１）住生活基本計画

足立区住宅基本条例第６条に基づく、住宅政策の総合的な計画。現在の計画は平成２９年１１月に改定をした。

（２）計画の改定方針および主な検討事項

改定方針	主な検討事項
新たな基本計画の分野別計画とする。	ア　区制100周年に向けた計画策定 イ　やりたいことが叶う住宅施策 ウ　地域特性を活かしたまちづくり
新たな基本計画で定めた以下の施策の方向性を具現化する。 ア　多様な世帯が住める公共住宅の供給 イ　老朽家屋と管理不全マンションの発生抑制 ウ　地域で住み続けられるための支援の充実	下記の関連計画を包括した計画とする。 ア　区営住宅等長寿命化計画 イ　マンション管理適正化推進計画 　　空き家等対策計画（新規） ウ　賃貸住宅供給促進計画（新規）
住宅政策の総合的な計画とする。	ア　多様な住宅ニーズの対応 イ　老朽家屋の解消 ウ　マンションの適正管理 エ　住宅確保要配慮者のサポート オ　環境対策、脱炭素 カ　激甚化する災害への対策と備え キ　良質な住宅ストック形成 ク　子育て支援　　　　等

2　審議会について

足立区住宅基本条例に基づく区長の附属機関として、令和７年度に審議会を立ち上げ、計画の改定等について審議する。

委員については以下の構成を提案し、選定に際しては若者の参加や女性割合を考慮して検討していく。

また、専門事項の調査にあたっては専門部会にて検討していく。

委　員　構　成	備　　考
学識経験者	大学教授等
区議会議員	
区内団体	町自連、民生委員等
公募区民委員	若年世代
専門家	弁護士、建築士等
行政機関	東京都
区職員	

3　計画改定に向けたスケジュール（令和７～１０年度）

年　度	実　施　事　項　等
令和７	区住宅政策審議会立ち上げ 区民公募委員選定 住宅政策審議会専門部会立ち上げ 計画改定業務委託（コンサルティング業務委託）
令和８	分譲マンション実態調査 住宅白書作成 住宅政策審議会および専門部会の開催（4回／年程度）
令和９	住宅政策審議会および専門部会の開催（4回／年程度） パブリックコメントおよび答申
令和10	計画改定完了（5月ごろ）

4　今後の方針

課題を抽出したうえで庁内外の関係所管と連携しながら、審議会および専門部会にて、指標の検討や見直しを行い、改定作業に取り組んでいく。